

仕様書

1 委託業務名

外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発コンテンツ作成及び情報発信業務

2 本仕様書の位置付け

本仕様書は、受託者が実施すべき内容について最低限度の基準を定めたものであり、受託者決定の前提となる受託候補者を選定するプロポーザルでの提案内容を踏まえ、実際の業務委託契約締結時には変更することもあり得るものとする。

3 本業務の目的

本市には、国内外からの観光客をはじめ、外国人留学生や大学生など、多様な方（以下「外国人観光客等」という。）が訪れ、移動手段として自転車を利用している。

自転車政策推進室では、「京都市自転車総合計画2025」に基づき、観光MICE推進室と連携し自転車観光の魅力を発信するとともに、多様な来訪者への自転車ルール・マナー等に係る周知啓発を推進している。

本事業は、外国人観光客等向けの自転車ルール・マナー啓発コンテンツを作成し、本市における自転車の正しい利用方法やルール・マナーを啓発することを目的とするものである。

4 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5 業務内容

(1) 啓発コンテンツの作成

ア 啓発動画

① 動画の内容

- 外国人観光客等に対しては、本市における自転車観光の魅力を伝えるとともに、自転車利用ルール・マナーを簡潔に啓発する内容とすること。
- 啓発動画は、出演者が市内の公道で走行するシーン等を用いて、矢羽根や実際の道路標識、表示の意味を解説する内容を含むこと。
- 動画は、特定の場所や季節での使用を想定したものではなく、汎用性が高く次年度以降も1年を通じて使用できるよう表現等に配慮すること。
- 動画の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、内容を理解しやすくする構成とすること。
- 啓発内容については、京都市と協議の上、「Enjoy 自転車 life in Kyoto^{※1}」等を参考とし、以下の内容を中心に分かりやすい内容になるよう工夫すること。

※1 <<https://kyoto-bicycle.com/rulemanner>>

例) 啓発する自転車利用上のルール・マナー

- ・ 自転車安全利用五則
- ・ 駐輪場案内

- ・公道上への駐輪の禁止
- ・京都市レンタサイクル認定事業者の案内
- ・ヘルメットの着用啓発 等

② 動画の仕様

- ・ ウェブサイト、イベントブースや駅等のサイネージや SNS 用を想定し、作成すること。(例：① ショート版15秒、②正式版30秒 等)
- ・ 動画は、Web 掲載に適した形式及び家庭用 DVD プレイヤーで再生できる形式の2種類を提出すること。

③ 言語

- ・ 日本語、英語、韓国語、北京語、広東語で作成すること。
- ・ 動画作成においては、各言語のナレーションを挿入すること。

④ その他

- ・ 動画制作に必要な撮影や映像制作を行うこと。出演者や協力者に関する交渉も受託者において行うこと。なお、撮影に際して必要となる、使用料、出演料、謝礼金等の費用は委託料に含む。
- ・ 動画における肖像権、差別用語等の人権に関する配慮及び個人情報については十分に注意を払うこと。また人物を撮影する際は、必要な肖像権の処理を行うこと。

イ 啓発チラシ

① チラシの内容

- ・ 基本的な事項は(1)アに準じること。

② チラシの仕様

- ・ チラシはA4サイズ、両面でフルカラー印刷とする。
- ・ チラシは、1,000部印刷し、本市の指定する事業所等に納品すること。
(200部×5言語)

③ 言語

- ・ 日本語、英語、韓国語、簡体字、繁体字で作成すること。

(2) 啓発コンテンツを活用した情報発信

- ・ 啓発コンテンツについては、本市が運営するホームページ^{※2、3}や京都市観光協会との連携による海外拠点での情報発信を想定している。啓発コンテンツ掲載時に付随して生じるWEBサイト記事を作成すること。
- ・ 上記のほか、事業者のノウハウやリソースを活用した効果的な情報発信、とりわけ海外での情報発信について提案すること。

※2 本市サイクルサイト<<https://kyoto-bicycle.com/>>

※3 外国人観光客向けの本市公式サイト<<https://kyoto.travel/en/>> 等

(3) 成果物の納品等

- ・ 本提案に係る成果物は、いずれも本市に帰属し、使用することを認めること。
例：動画に係る著作権、作成チラシ、HP 掲載データ等
- ・ 報告書の規格は、A4、フルカラーとすること。
- ・ 成果物（動画、チラシ）のデータについては、DVD で、3枚提出すること。
- ・ 報告書は3部作成し、データでも提出すること。

6 支払方法

委託業務の終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

7 特記事項

(1) 業務体制

- ア コンテンツの制作過程においては、適宜本市と情報共有し、本市による修正指示の機会を設けること。
- イ 各業務の詳細や本仕様書に記載のない事項、又は本仕様書に疑義が生じたときは、その都度本市と協議のうえ、決定するものとする。
- ウ 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当すると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。

(2) 著作権等

- ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。
- ウ 成果物に使用される全てのものは、権利者により二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得たうえで使用すること。なお、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うこと。
- エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。

(3) その他

- ア 本事業の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、京都市個人情報保護条例を遵守すること。
- イ 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、本市と協議し、これを定めるものとする。
- ウ 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- エ 本仕様書に記載されている事項のほか、京都市契約事務規則に基づくこと